

○新谷委員長 次に、山井和則君。

○山井委員 三十分間、質問させていただきます。

前半は介護、障害者福祉、後半は年金を質問させていただきたいと思ひますし、特に今回の介護休業、育児休業の法案でありますけれども、私も福祉をライフワークとしておりますが、介護職員の方々の処遇改善のみならず、障害福祉の職員の方々の処遇改善も非常に重要でありますので、私たち、議員立法も提出しておりますが、そのことも含めて質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、今日の配付資料一面に書いてありますね、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化。介護離職防止と書いてあるんですけれども、申し訳ないですけれども、今、厚労省がやろうとしていることは、介護離職促進策の部分が、全部とは言いませんよ、やはりあるんじゃないか。その最たるものが、今回、ホームヘルプの基本報酬が引き下げられた。これは何度言っても足りませんけれども、本当に大混乱を今引き起こしているわけでありませう。

今日の配付資料の中に、介護クラフトユニオンさんが緊急でアンケートされた結果が出ておりますけれども、例えば、四ページになりますけれども、お一人お一人のいろいろな怒りとか不安とかが書いてありますので、武見大臣にも是非お目通しをさせていただきたいと思ひますが、訪問介護の基本報酬が下がったことをどう思ひますかということで、八五%が反対、一四%がどちらかといえば反対で、もちろん全員反対であります。

それで、次に十一ページに、基本報酬が下げられるとどのようなことが起こると思ひますかということに関して、こう出ていますね。事業所が廃止、休止になる、事業所が統合される、訪問介護等サービスの事業運営に不安を感じ退職する人が増える、訪問介護等の事業運営に不安を感じ新しい人材が入ってこない、賃金が下げられるということで、本当にこれは危機的な状況だと思ひます。

私も、議員になる前は高齢者福祉の研究者で、スウェーデンにも二年間留学して高齢者福祉の研究をしておりまし、介護保険とか認知症のグループの本、十冊書きました。本当にそういう立場からすると、身を切られるようなショックと怒りを感じております。

つひては、具体的な提案を質問通告させていただいておりますが、武見大臣にお伺いをします。

九月から調査をするということなんですけれども、十二月に結果が分かっても、それに関して、事業所が減っている、ヘルパーさんが減っている、何とかせねばといひても、もう手遅れになりますから、具体的な提案として、要は、取り返しがつかない事態になりかねないので、特に不安が大きい訪問介護事業者についてだけは、ほかのサービスはにおいておいて、特出しで訪問介護事業者についてだけは前倒しで特別に暫定調査をすべきではないでしょうか。

六月に最初の報酬改定の後の実態が分かるので、例えばホームヘルパーの協議会やクラフトユニオンさんなどを含めて訪問介護関係団体に調査依頼をして、やはり、繰り返し言ひますよ、残念ながらこの四月からでも、事業所がもう閉鎖された、ヘルパーさんが辞めたとか、そういうことが既に現在進行形で起こっておりますので、トータルの九月からの調査ではなくて、前倒しで特出しで、訪問介護事業所についてだけは、六月に最初の実態が分かるので、先ほど言ひたような訪問介護関係団体に調査依頼を厚労省としてしてはいかげんでしょうか。

○武見国務大臣 今般の介護報酬改定の影響等については、介護事業経営実態調査を始め、各種調査等を通じて状況の把握を行うこととしております。

私も、四月から、こうした加算に関わる申請がどのように出てきているのか、そこはしっかりと賃上げに結びつひているのか、こうした実態を把握するための調査というものを同時並行的に行ひて、対応がきちんとできるようにすべきだといひ指示は出しております。

まず四月分より処遇改善加算の取得状況を調査するとともに、九月実施予定の介護報酬改定検証・研究調査におきまして、地域の特性や事業所の規模等を踏まえ、社会資源が十分でない地域を中心にいたしまして、小規模な事業所を含め、介護現場の実態を総合的に調査してまいりたいと思ひます。この過程においては、委員御指摘の団体の御意見などもよく伺ひてまいりたいと思ひます。

○山井委員 この調査というのは、もちろん簡単な話ではないと思うんですけども、今の答弁では九月以降ということなんですけれども、緊急事態ですから、もう少し前倒しの暫定調査というものもやっていただけないか。その件については、改めていかがでしょうか。

○武見国務大臣 今申し上げたように、四月からもう既に取得状況についての調査は始めておりまして、その結果については随時対応策を考えております。

○山井委員 細かいんですけども、もちろん加算は加算で重要なんですけれども、幾ら加算を取っていたとしても、事業所が統廃合あるいは廃業してしまうとこれは意味がないわけですから、四月以降、ホームヘルプの事業所が統廃合あるいは減っていないか、そういうことの暫定調査をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○武見国務大臣 今回の一つの制度設計の目的というのが、やはりこういった小規模事業所における賃上げをしっかりと確保するというので、他と比較してかなり高い、特別の加算を設定をしたわけでありまして。

したがって、その加算がどこまできちんと取得されているか、そして賃上げにつながっているかということをまずはきちんと把握をして調査をする、これを踏まえた上で、改めて全体に関わる状況の把握に努めていくというのが私どもの基本的な考え方であります。

○山井委員 ここは、武見大臣ともこの議論は数回やっているんですけども、私たちは、そもそも事業所がなくなったりしたら加算以前の問題ですよと言っているんですけども、大臣からは、加算を頑張りますということで、加算は大事なんですよ、加算は大事なんですけども、だから、そこは、これから要望を続けますので、もちろん加算は頑張りたいと思いますが、同時に、その前提で事業所が減っていたら大変なことでありますので、今後も、その状況とかを聞きながら、私が提案したような、前倒しで、事業所が減っていないか、統廃合になっていないか、そういうふうなことも厚労省としては是非調査をしていただきたいと思いますというふうに願っております。

それに関連して、今、加算という話がありましたが、今回、私たち、議員立法二つを提案しておりまして、今の訪問介護の緊急支援法案と、介護職員そして障害福祉職員さんの処遇改善法案と二つを出しているんですね。

それで、ちょっと自己宣伝にもなるかもしれないんですけども、今大臣がおっしゃった処遇改善加算、これがいつスタートしたのかということ、ちょっとだけうんちくを申し上げたいと思いますが、二ページを見ていただけますか。

つまり、これは重要なんですけども、この処遇改善加算というのは二〇〇九年秋から始まったんですけども、そのきっかけは、厚労省ではなくて、この厚労委員会での議員立法の成立なんです。これは本当に重要なことで、つまり、もちろん厚労省も頑張りたいと思いますが、やはりその足らざるところはこの厚労委員会で、与党、野党、対立するだけじゃなくて、時には協力して議員立法を作った。

その結果、二〇〇九年の秋以降、処遇改善加算という制度が、繰り返し言いますよ、厚生労働委員長の、衆議院厚生労働委員長、当時、はっきり言いまして茂木さんでした、茂木さんの提案した、この二ページ、介護従事者処遇改善法、これが超党派、全会一致で成立しました。それによって、翌年、厚労省が動いて、処遇改善加算ができて、それが二〇〇九年ですから、今もう十五年間続いているわけですよ。

じゃ、なぜこの衆議院の厚労委員会で処遇改善法が全会一致で成立したのか、衆議院を通過したのかということ、言いますと、手前みそになりますけれども、二〇〇八年の一月に、当時の民主党、私も一員でしたけれども、今回と同様に、処遇改善法を、賃金引上げ法を提出したわけですね。ちょっとこれも手前みそになりますけれども、私のコメントがこの記事に載っているんですよ、シルバー新報のところに。障害者自立支援法でも民主党が対案を出したことで与党が動いた、介護人材の問題の解決に向け、特別措置法を呼び水としたいと。

当時から、野党の議員立法を呼び水として超党派で合意して、いい意味で厚労省を応援して、後押ししようよというようなことを私たちは言い続けておりまして、その結果、当時、私が野党の理事で、与党の理事が田村さんでした、いろいろ協議をしまして、それで、自民党さんや公明党さんも含めて、まあ、趣旨は分かるよね、幾ら上げるかはおいておいて趣旨は分かるよねということで、最終的には超党派で、委員長提案で、ここに書いてありますように、読み上げますよ。

介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律案。政府は、高齢者等が安心して暮らすことのできる社会を実現するために介護従事者等が重要な役割を担っていることに鑑み、介護を担う優れた人材の確保を図るため、平成二十一年四月一日までに、介護従事者の賃金水準その他の事情を勘案し、介護従事者等の賃金を始めとする処遇の改善に資するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

これについて、当時、何か附帯決議みたいなものを法律にして効果があるのかという批判もありました。しかし、でもやはり、超党派で、委員長提案で法律が成立したら、厚労省が動いて、処遇改善加算までできたんですね。

ですから、新谷委員長、是非、あれから、二〇〇八年で、今、十六年たっていますけれども、今回も、与野党が対立する話じゃないと思うんですね、処遇改善に関して。武見大臣、そういう意味では、私たちは与野党協力し、また厚労省とも協力して、処遇改善、介護職員さん、障害福祉職員さん、やりたいんですけれども、十六年前、この厚生労働委員会で、まさにそういう前例があるんですよ。

今回も、こういうふうな、与野党協力して、厚労省さんとももちろん対立するんじゃないくて、後押ししますから、こういうふうな議員立法を超党派で、この委員会の育介法の審議の中で、今私たちも、中島理事、井坂理事中心に修正案というのを、附則にこういう処遇改善のことを入れることができないかという交渉をしておりますが、こういうことを議員立法として、議員提案として処遇改善につなげていく。

このような経緯を踏まえて、こういう意見についていかが思われますか。

○武見国務大臣 議員立法につきましては、まさに立法府において、その取扱い、しっかりと議論をしていただきたいというふうに思います。

なお、政府としては、とにかくにも、介護職員の確保というのが重要な課題であるという認識をしております。介護職員の処遇改善、それから人材確保に向けて全力で取り組んでいく所存でございます。

○山井委員 これは本当に、ちょっと言いづらいけれども、私たちも今処遇改善の議員立法を出して、ないとは思いますが、万が一、自民党が反対するなんということになったら、これは大変なことに私はなると思いますので、そういうことはない、それはあり得ないと思いますので。

というのは、幾ら上げるかは抜きにして、さっきも言いましたように、この成立させた委員長提案の当時の茂木法案には、額は書いていないんですよ。趣旨ですよ、趣旨。こういうことぐらい与野党で合意できるんじゃないかと思っておりますので、是非よろしく願いをいたしますし、やはり、閣法の審議をしながらも、こういう何かを一步、与野党協力して前進させていく、そのことが、私は責任ある厚労委員会ではないかというふうに思っております。

それとセットで、特に、介護だけじゃなくて、障害福祉のサービスの職員の方々も賃金が低くて大変御苦労されておりますが、障害福祉のサービスの職員の方々の処遇改善、これについても、武見大臣、意欲をお聞かせください。

○武見国務大臣 障害福祉の現場でも、必要な人材を確保できるようにしていくことは極めて重要でございます。

こうした中で、これまで累次の処遇改善を講じ、その成果により、二〇〇八年から二〇二三年までにおける平均給与の増加額が、全産業平均は約八千円の増加である一方、障害福祉関係分野の職員は約四・五万円の増加と、全産業平均との差は確実に縮小をしてきているところでございます。

今般の障害福祉サービス等報酬改定における対応を通じて、まずは、物価高に負けない賃上げとして、令和六年度、二・五%のベースアップを実現するため、処遇改善加算の取得促進に全力を尽くしてまいりたいと思います。

○山井委員 とにかく、介護と障害福祉とセットで処遇改善、与野党協力して全力で力を入れて、厚労省とも一緒に取り組んでいきたいと思っております。

それでは、少し年金の話になりますが、今回、国民年金納付期間延長、そういう試算を、これは四年前にもやっているんですけれども、今年八月にもされるということで、配付資料の十四ページです。

もちろん、八月に試算結果が出るのは分かっているんですけれども、非常に関心が高いんですよ。それによっ

て、六十歳以降まで働こうかどうしようかとか、そういう人生設計にもつながりかねませんから。ついては、正確な額とか、正確なことは八月にならないと試算が出ないというのは分かっております。その前提の下で、必要最小限の考え方ぐらゐを確認をさせていただきたいと思ひます。

例へば、ここにフリップがござひます、十四ページ。今、国民年金保険料は、月額一万六千九百八十円、ほぼ一万七千円です。ということは、確認ですけれども、五年間延長すると、十二月掛ける五、一・七万円掛ける六十で百二万円。決定というか、試算は夏には出るわけですけれども、イメージとしては、五年間延長すれば新たに百二万円程度の保険料を払うということになる、こういうイメージの理解でよろしいですか。

○武見国務大臣 基礎年金拠出期間の延長について、前回の二〇一九年の財政検証でも試算を行つており、具体的には、保険料負担が六十歳から六十五歳までの五年間で約百万円増加をし、給付費も年間約十万円増加するという前提で、二〇一九年にその試算を行つたところでございます。

こうした試算結果を踏まえつつ、関係者で議論した結果、制度改正には至らなかつたというのが当時の状況であつた、こう理解をしております。

○山井委員 二〇〇九年ですかね、処遇改善加算のときの担当の政務官は私だつたわけなんですけれども、当時、長妻厚労大臣とともに、消えた年金問題にも取り組みました。その立場からいうと、年金は、よくしたいと思つたら財源が必要ですから、これは兆単位の財源が必要なので、本当にこれは、ちょっとやそつとじゃ進まないんです。

そのことを思いながらも、国民からすると、負担がどうなるんだということとか、給付がどう増えるんだというのは関心があるので、あえてお聞きしますが、ということは、今、武見大臣がおっしゃつたように、ここにありますように、仮に、五年間、納付期間が延長されて約百万円払つたら、約十万円、受給額が増えるということですが、ということは、単純に計算すると、五年延びたら百万円保険料負担が増える、でも、毎年十万円年金受給額が増えるということは、ちょっと下世話な話ですけれども、じゃ、七十五歳ぐらゐまで生きたら、プラマイすると元が取れるというか、得をするというか。

もしこういうモデルになれば、そういう考え方、イメージでよろしいでしょうか。

○武見国務大臣 次期の年金制度改革については、これから財政検証を行います。昨日、総理も答弁されましたけれども、基礎年金の拠出期間の延長を含めて、次期制度改正の内容について、現時点では何もまだ決めてゐるものではない。そして、次期制度改革における給付の内容が決まらなかつた中で、例へば保険料の負担や給付も算出できず、御指摘のような計算を、前回のケースを踏襲してそう簡単に行ふことは困難だというふうに考えます。

なお、基礎年金拠出期間の延長については、前回の二〇一九年の財政検証でも試算を行つておきまして、具体的には、保険料負担が六十歳から六十五歳までの五年間で約百万円増加をし、その代わり、給付費も年間で約十万円増加するという前提で試算を行つてゐる。これはあくまでも二〇一九年の試算であるということをお知らせしておきたいと思ひます。

○山井委員 これはまさに先ほど柚木議員も質問されたんですが、ちょっと聞きづらゐ、お聞きしづらゐなんですけれども、ここに当時の、四年前の資料がありますけれども、つまり、今、武見大臣が答弁されたのは追加試算2というやつで、国庫負担も延長される場合は年に十万円増えるんですよ。ところが、追加試算3というのがあつて、追加試算3の場合には、国庫負担は延長期間には入れないということなんです。そういう追加試算3というものも四年前に、二〇一九年にされてゐるんです。

ということは、今、国庫負担もセットで延長されたら、月、十万円の延長だけれども、もし今回、追加試算3を政府が採用されるということになつたときには、毎年十万円の年金受給額が増えるということではなく、国庫負担がないんだつたら、もっと額が、十万円より減る可能性がある、そういう理解でよろしいですか。

○武見国務大臣 これはもう何度もお答えして大変恐縮なのでござひますけれども、二〇一九年のオプション試算としてこの検証が行われてゐるわけござひまして、今回、年金制度に関わるオプション試算というのを改めて行つて、それを踏まえて議論をするということになっております。

したがつて、現在の段階でそうした負担の在り方等についてここでコメントすることはまだできないというこ

とを申し上げておきたいと思います。

○山井委員 武見大臣のおっしゃることもよく分かるんです。ただ、国民からすると、五年間延長という試算をまたするというニュースを聞いたら、その場合、五年間、百万円払うのはほぼ確実だと思うんですけども、それで幾ら年金が増えるのかというのは、さっきも言いましたように、これによって、じゃ、六十歳で辞めようと思っていたけれども、やはり六十二歳まで働こうか、六十五歳まで新しい第二の仕事を探そうかとかいう人生設計にも影響するんですよ。

ということは、今おっしゃったように、基礎年金の国庫負担が延長されなかった場合には、十万円増えない、年に十万円も増えない危険性もあるということです。そこはちょっと、これから大きな争点になると思います。

次に、じゃ、これは何万人ぐらいの方に影響するのかなということですけども、これは配付資料を見ていただきたいんです。

配付資料十六ページにありますように、武見大臣、大体何万人ぐらいの方に影響するのかなということですけども、これも四年前の資料ですけども、六十歳から六十四歳が八百万人おられる。そのうち厚生年金の被保険者が三百万人だということは、この方々は除外されますから、この五年間なりの延長の納付の対象になる方は、八百万人引く三百万人の五百万人の中から、また例えば、厚生年金の配偶者である三号被保険者を引いた方、五百万人から厚生年金の配偶者の三号被保険者を引いた方ぐらいの人数が新たに保険料を払うことになる、大体そういうイメージ感でよろしいですか。

○武見国務大臣 先ほど申し上げたとおり、基礎年金の拠出期間の延長を含めて、次期年度改正の内容については現時点で何ら決まっておらず、追加の保険料が発生する具体的な人数等についても今ここでお答えするのは困難であります。

その上で、あえて一般論で申し上げれば、厚生年金の加入者は国民年金保険料を負担する必要があるため、仮に基礎年金拠出期間を延長した場合でも、追加の保険料が発生する対象にはならないと考えております。また、仮に単純に第三号被保険者の加入期間を延長した場合も、追加の保険料が発生する対象にはならないと考えております。

○山井委員 そういうことですね。ですから、一般論として考え方をおっしゃいましたけれども、その一般論をこの数字に当てはめると、八百万人の中から厚生年金の方三百万人を引いた五百万人ぐらいで、そこからまた厚生年金の配偶者を除いた方、それこそ、四百万人なのか、そういうふうな桁になるのではないかなというイメージですから。ただ、年に四百万人ぐらいだとしても、結局、今後、みんな六十歳になっていくわけですから、要は、八百万人中四百万人ぐらいだとしたら、人口の半分ぐらいは、つまり、六十五歳まで完全に厚生年金である人以外は、みんなこの話に影響を受けるということです。

そこで、武見大臣にお伺いしたいんですけども、町の声聞いてみますと、賛否両論あるんです、別に大反対ばかりじゃないんですけども、百万円の負担増、五年納付延長に関して、やはりか、六十五歳まで働く必要があるなど。ついては、今後、何年か先に、今回は六十四歳までだけれども、次は、六十九歳まで払え、七十まで働けということに将来なるんじゃないか、そういう声があるんですけども、そういう可能性というのは、将来、十年後、二十年後、あるんですか。

○武見国務大臣 委員の御指摘という、趣旨は分かりますけれども、実際に、この具体的な課題については、まさにこれから社会保障制度調査会の年金部会の中で御議論をいただいて、そして、そこでの御議論というものを踏まえて、実際に私どもも対応を考えていくということになります。

したがって、それをやはり冷静に、私ども、まずはその議論をしっかりと聞き、どう受け止めるかを考えるというのが私どもにとっては一番大切な基本的な姿勢だろう、こう理解しています。

○山井委員 最後の質問になりますけれども、ちまたの意見を聞くと、年金は百年安心と言われていたのに安心じゃないんですかという声もあるんですけども、そこは、こういう改革案の試算をそもそもするということは、やはり、年金は百年安心というのは、なかなかそうはいかないということですか。

○新谷委員長 武見厚生労働大臣、申合せの時間が経過しておりますので、簡潔にお願いします。

○武見国務大臣 はい。

常に私どもは、年金制度について、国民がしっかりとした安心感を持っていただけるように努力するというのが基本姿勢でなければいけないというふうに考えているところであります。

したがって、この基本的な考え方に基づいて、丁寧に、まずは社会保障制度調査会の年金部会での御議論というものをしっかりとしていただき、それに対応するというをまず基本とさせていただきたいと思えます。

○山井委員 時間が来ましたので終わりますが、田村議員も戻ってこられましたけれども、田村議員、私たちが二〇〇八年には処遇改善法を成立させましたので、是非とも今回、与野党理事、力を合わせて、是非、新谷委員長の委員長提案で、近いうちに処遇改善の法案を、衆議院の厚生労働委員会の与野党の総意として提出できること、そして、それが成立して、本当に職員の方々が喜ばれるように心から願って、質問を終わります。

ありがとうございました。

○新谷委員長 この際、暫時休憩いたします。

午前十一時五十三分休憩

————◇————

午後三時二分開議